

地域安全ニュース

池田地区防犯協会
池田警察署 572-0110
みんなでつこう
安心の街

ツイッターで防犯情報の発信開始

北海道警察では、10月11日からツイッターで防犯情報を発信しています。インターネット検索で、タイムリーな防犯情報が誰でも見られます！



不審者情報・防犯情報

フィルタリング等により、ツイッターにアクセスできない場合でも、北海道警察のホームページで発信情報が確認できます！ぜひご活用ください。

名称：北海道警察防犯情報発信室



アカウント名：@HP_seian

犯罪発生状況

要注意！空き巣・侵入窃盗

【池田町】

- 8月4日午前中、池田町清見ヶ丘の民家から現金が盗まれた。
- 8月23日から9月4日午前の間、池田町東台の公共施設からテレビが盗まれた。

標語コンクール表彰

今年度も池田町・豊頃町・浦幌町の小学生・中学生を対象に地域安全・少年非行防止の標語を募集し、10月14日、池田町西部コミセンにて表彰式を行ない、受賞者には賞状と盾が授与されました。

受賞者は次のとおりです。

【地域安全部門】

- 小学生の部 入選 山口韻暉くん（豊頃小5年）
- 中学生の部 入選 武隈知花さん（豊頃中2年）

【少年非行防止部門】

- 小学生の部 銀賞 高井結羽さん（豊頃小6年）
入選 小澤歩未さん（豊頃小6年）
- 中学生の部 入選 軍司愛梨さん（豊頃中1年）
（豊頃町内分のみ掲載）

熊本県防犯協会連合会へ支援金

平成28年4月の熊本地震の際に安全・安心の確保にかかわる防犯活動に役立てていただくよう池田地区防犯協会より支援金の援助をいたしました。

駐在だより
はるにれ
～みんなで築こう 安全で安心な大地～
http://www.ikedaya-police.pref.hokkaido.jp

池田警察署 572-0110
茂岩駐在所 574-2013
豊頃駐在所 574-2151
大津駐在所 575-2002
作成：藤須 敦雄

冬山の遭難防止

～冬山は 装備・計画 しっかりと～

冬山には、見渡す限りの銀世界、白雪を踏んで自然と闘いながら山頂を極めるだいごみなど、夏山とは違う大きな魅力があります。

その反面、吹雪などの悪天候、寒気、雪崩などの危険な要素を多くはらんでおり、滑落、雪崩、吹雪によるコースの見失い等の遭難も多く発生しています。



次の点に注意してください。

- 無理のない計画と登山届の提出を
登山届を最寄りの警察署に提出し、家族や職場にも連絡をしましょう。
- パーティーでの登山を
経験豊富なリーダーのもとでの登山に努めましょう。
- 万全の準備と余裕のある食糧の準備を
悪天候の条件下にも耐えられる装備と予備の食糧や燃料などの準備をしましょう。
- 通信機器の携行を
携帯電話などを携行するとともに予備のバッテリーを携行しましょう。
- 入山前に気象状況の確認を
絶えず気象情報に注意し、天候の悪化が予想されるときは中止しましょう。

いよいよ十勝平野に冬到来

寒さも日増しに厳しくなり、いよいよ十勝平野に冬が到来します。

日中の気温はまだ暖かい日が多いのですが、朝晩の冷え込みは路面を凍結させる寒さになっています。

服装も秋物から冬物に衣替え、運転も冬モードに替える時期です。

スタッドレスタイヤの準備は大丈夫ですか？
スタッドレスタイヤの摩耗状況を点検して、早めのタイヤ交換に心掛けましょう。

今年も残すところあとわずか。交通事故にはくれぐれも注意し、良い年を迎えてください。



「冬の交通安全運動」が実施されます！

【実施期間】11月11日(金)から11月20日(日)

国民年金からのお知らせ

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が送付されます。

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

国民年金保険料は所得税および住民税等の申告において全額が社会保険料控除の対象になります。

その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成28年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収書）

を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年はいじめて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家庭あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている番号にお問合わせください。

控除証明書専用ダイヤル（ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル）

＜専用ダイヤル電話番号＞

☎ 0570 (003) 004 (ナビダイヤル)

※自動音声でご案内します。自動音声に従って「3」を押してください。

※通話料金は一般の固定電話の場合、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、携帯電話等の場合は通常の見話料金が掛かります。

※050で始まる電話でおかけの場合は、「03 (6630) 2525」へお電話ください。こちらの番号からおかけになる場合は通常の見話料金が掛かります。

＜受付期間＞

平成28年11月1日(火)～平成29年3月15日(水)

＜受付時間＞

○月曜日～金曜日 8:30～19:00

※祝日、12月29日～1月3日は、ご利用いただけません。

○第2土曜日 9:00～17:00

老後に備えて、少しでも多くの年金を！

国民年金制度は、原則として20歳から60歳までの40年間の加入・納付状況によって、年金額が決定されます。

保険料免除期間がある場合や、国民年金に加入していない期間があるなど、満額の年金を受け取ることができない方がご本人の申出により、任意で国民年金に加入し、年金額を増額することができます。

加入できるのは、次のすべての条件を満たす方です。

- ① 日本国内に居住する60歳以上65歳未満の方
- ② 老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない方
- ③ 20歳から60歳までの年金保険料の納付月数が480か月未満の方

昭和40年4月1日以前に生まれた方で、65歳まで加入しても年金を受け取る権利がない方は70歳まで加入できる「特例高齢任意加入制度」もあります。
※納付できる月数は最大で60か月（5年間）です。60か月納付した場合、年額で約97,500円増額します。（年金増加額は平成28年度の老齢基礎年金で算出）
※保険料の月額額は、16,260円（平成28年度額）で、納付については原則口座振替によることになっています。

その他に、年金額を増額する方法としては、申出により国民年金保険料に付加保険料（月額400円）を上乗せ納付することができます。

付加保険料を納付した場合、老齢基礎年金額に付加年金分（納付月数×200円/年）が上乗せされます。

2年以上受給した場合、支払った付加保険料以上の付加年金を受け取れるとてもオトクな制度になっています。

＜11（いい）月30（みらい）日は「年金の日」です!!＞

年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、帯広年金事務所にお問合わせください。

問合せ先

帯広年金事務所（帯広市西1条南1丁目）☎ 0155 (65) 5003
役場住民課戸籍年金係 ☎ (574) 2213